3	厚生労働省の「人口動態統計」によると、離婚件数は、1964(昭	
	和39) 年から毎年増加し、1983 (昭和58) 年に17万9150件を記録し	
	た。その後、漸減傾向がみられたが、1991(平成3)年から再び増	
	加に転じ、1996(平成8)年に初めて(A)万件を超えた。	
	(B)年に過去最高の離婚件数(28万9836件)を記録した後	
	は減少傾向にある(2022(令和4)年は(C)万9099組/離婚	
	率 (人口千対) は1.47)。	
	厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2022(令和4)年)による	
	と、児童(18歳未満の未婚の者)のいる世帯は全世帯の18.3%で、	
	(A)傾向となっている。児童のいる世帯の平均児童数は1.66	
4	人となっており、(A) 傾向となっている。	
	児童のいる世帯を世帯構造別にみると、「(B)世帯」が78.1%	
	で最も多く、次いで「(C)世帯」が11.1%となっている。	
	国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査(結	
	婚と出産に関する全国調査)」(2021(令和3)年)によると、夫婦	
5	の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、前回調査(2015(平	
3	成27) 年) と同様に、「子育てや教育に(A) がかかりすぎる	
	から」が最も多く (52.6%)、次いで「(B) で生むのはいやだ	
	から」(40.4%) となっている (複数回答)。	
	厚生労働省の「令和4年版 働く女性の実情」によると、女性の	
	(A)は、54.2% (男性71.4%)であった。	
	年齢階級別の女性の (A) は、「(B) 歳」(87.7%) と	
6	「(C)歳」(81.9%)を左右のピークとし、「35~39歳」(78.9%)	
	を底とする (D)字型カーブを描いているが、(D)字型	
	の底の値は前年に比べ1.7%上昇した。	
	*「(A)」=15歳以上人口に占める労働力人口の割合。	
	厚生労働省の「雇用均等基本調査」(2022(令和4)年度)によ	
7	ると、育児休業取得率は、女性80.2%、男性 (A) %台であっ	
	た。男性の育児休業取得率は前年度調査より3.16%上昇し、過去最	
	高となった。	

12	(A)とは、児童または児童以外の満20歳に満たない者が疾	
	病により、長期にわたり療養を必要とし、およびその(B)に	
	危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために (C)を	
	要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて	
	定める疾病をいう。	
12	そして、(A) 医療支援とは、(D) が指定する医療機関	
	に通院・入院している、(A)にかかっている児童等であって、	
	疾病の状態が厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定め	
	る程度であるものに対して行われる医療をいう。	
	(児童福祉法6条の2)	
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、医	
13	療的ケア児の(A)を図るとともに、その家族の(B)の	
	防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社	
	会の実現に寄与することを目的とする (同法1条)。	
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」におい	
	て、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、(A) そ	
14	の他の医療行為をいい、「医療的ケア児」とは、日常生活および社	
14	会生活を営むために(B)的に医療的ケアを受けることが不可	
	欠である児童(18歳未満の者および18歳以上の者であって高等学校	
	等に在籍するもの)をいう(同法2条)。	
15	(A)は、医療的ケア児およびその家族その他の関係者に対	
	する支援等の業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務	
	を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者((B))	
	に行わせ、または自ら行うことができる(医療的ケア児及びその家	
	族に対する支援に関する法律14条1項)。	

	(A)は、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育	
	事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいう。) の設	
21	備および運営について、内閣府令「(B)」に従い、またはそれ	
	を参酌して、(C) で基準を定めなければならない(児童福祉	
	法34条の16)。	
	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】	
	利用者支援事業とは、子どもおよびその保護者が、確実に子ど	
	も・子育て支援給付を受け、および地域子ども・子育て支援事業そ	
	の他の子ども・子育て支援を (A) に利用できるよう、子ども	
22	およびその保護者の (B) において、地域の子ども・子育て支	
	援に関する各般の問題につき、子どもまたは子どもの保護者からの	
	相談に応じ、必要な (C) および助言を行うとともに、関係機	
	関との(D)その他の便宜の提供を総合的に行う事業をいう(子	
	ども・子育て支援法59条1号)。	
	利用者支援事業の実施主体は (A) (特別区および一部事務	
23	組合を含む。)とし、(A)が認めた者へ委託等を行うことがで	
	きる (利用者支援事業実施要綱)。	
	利用者支援事業の「(A)型」の目的は、子どもおよびその	
24	保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利	
24	用できるよう、(B)場所において、当事者目線の寄り添い型	
	の支援を実施することとされている (利用者支援事業実施要綱)。	
	利用者支援事業の「(A)型」の目的は、(B)の解消等	
25	を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として	
25	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する	
	こととされている (利用者支援事業実施要綱)。	
	利用者支援事業の「(A)型」の目的は、妊娠期から子育て	
	期にわたるまでの(B)支援や虐待への予防的な対応から個々	
26	の家庭に応じた (B)対応など市町村としての (C)体制	
	を構築し、あわせて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応	
	や (D)の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整	
	備を行うこととされている (利用者支援事業実施要綱)。	

	(A) 事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】	
31	(A)事業とは、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により	
	把握した(B)(保護者の養育を支援することが特に必要と認	
	められる児童であって、(C) (保護者のない児童または保護者	
	に監護させることが不適当であると認められる児童) 以外のもの)	
	もしくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児	
	童およびその保護者または (D) (出産後の養育について出産	
	前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)(以下	
	「(B)等」という)に対し、その養育が適切に行われるよう、	
	当該(B)等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言	
	その他必要な支援を行う事業をいう(児童福祉法6条の3第5項)。	
	地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】	
	地域子育て支援拠点事業とは、乳児または幼児およびその保護者	
32	が相互の (A)を行う場所を開設し、子育てについての	
	(B)、(C)の提供、助言その他の援助を行う事業をいう	
	(児童福祉法6条の3第6項)。	
	地域子育て支援拠点事業の実施主体は (A) (特別区および	
33	一部事務組合を含む。)とし、(A)(が認めた者へ委託等を行	
	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。	
	うことができる (地域子育て支援拠点事業実施要綱)。	
	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地 域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主とし	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地 域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主とし ておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地 域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主とし ておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業 (①子育て親子の(C)の場の提供と(C)の促進、②子	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地 域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主とし ておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業 (①子育て親子の(C)の場の提供と(C)の促進、②子 育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連(D)	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主としておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業(①子育て親子の(C)の場の提供と(C)の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連(D)の提供、④子育ておよび子育て支援に関する(E)等(月1回	
	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主としておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業(①子育て親子の(C)の場の提供と(C)の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連(D)の提供、④子育ておよび子育て支援に関する(E)等(月1回以上))を実施する(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。	
34	うことができる(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、(B)の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主としておおむね3歳未満の児童および保護者)を対象として、基本事業(①子育て親子の(C)の場の提供と(C)の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連(D)の提供、④子育ておよび子育て支援に関する(E)等(月1回以上))を実施する(地域子育て支援拠点事業実施要綱)。 地域子育て支援拠点事業の「(A)型」では、地域の実情や	

第4章 子ども家庭福祉の動向と展望

≪第1節 地域における連携・協働とネットワーク≫

	市町村は、(A)の設置に努めなければならない。	
	(A)とは、児童および妊産婦の福祉に関する各般の業務を	
	行うことにより、児童および妊産婦の福祉に関する包括的な支援を	
1	行うことを目的とする施設をいう。	
	(A)は、その業務を行うに当たって、(B)と密接に	
	連携を図るものとされている。	
	(児童福祉法10条の2)	
	市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子	
	育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域	
	(以下「当該区域」という。)ごとに、その住民からの子育てに関	
	する相談に応じ、必要な助言を行うことができる(A)の整備	
	に努めなければならない。	
	(A)とは、当該区域に所在する保育所、認定こども園、地	
2	域子育て支援拠点事業を行う場所その他の場所であって、的確な相	
	談および助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるもの	
	をいう。	
	(A)は、上記の相談および助言を行うほか、必要に応じ、	
	(B)と連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て	
	支援に関する(C)を行うよう努めなければならない。	
	(児童福祉法10条の3)	
	児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者または(A)	
3	について、(B)に対し、保健指導その他の必要な協力を求め	
	ることができる(児童福祉法12条の6第2項)。	
	市町村長は、児童福祉司に必要な状況の(A)および資料の	
	提供ならびに必要な(B)を求めることができる。	
4	児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項	
	につき、その担当区域を管轄する (C)または市町村長にその	
	状況を通知し、あわせて意見を述べなければならない。	
	(児童福祉法14条)	